

## ○自然環境保全指導員の受持ち区域

平成 18 年 3 月 31 日三重県告示第 287 号（施行平成 18 年 4 月 1 日）より下のとおり定めています。

（注意：この受持区域に掲げる市町村の名称及び区域は、平成 18 年 4 月 1 日における名称及び行政区域によって表示されています。）

### 受持区域番号

#### 1 桑名市のうち

受持区域番号 2 の受持区域を除く区域及び桑名郡木曽岬町

#### 2 桑名市のうち

多度町戸津、多度町多度、多度町多度（一、二丁目）、多度町柚井、多度町小山、多度町肱江、多度町香取、多度町福永、多度町平古、多度町東平賀、多度町上之郷、多度町中須、多度町南之郷、多度町大鳥居、多度町下野代、多度町御衣野、多度町力尾、多度町猪飼、多度町北猪飼、多度町古野及び多度町美鹿

#### 3 いなべ市のうち

北勢町阿下喜、北勢町飯倉、北勢町瀬木、北勢町川原、北勢町田辺、北勢町二之瀬、北勢町小原一色、北勢町畠毛、北勢町塩崎、北勢町向平、北勢町下平、北勢町西貝野、北勢町東貝野、北勢町千司久連新田、北勢町京ヶ野新田、北勢町南中津原、北勢町北中津原、北勢町鼓、北勢町平野新田、北勢町大辻新田、北勢町麻生田、北勢町其原、北勢町中山、北勢町東村、北勢町垣内、北勢町別名、北勢町麓村、北勢町奥村、北勢町新町及び北勢町治田外面

#### 4 いなべ市のうち

藤原町市場、藤原町志礼石新田、藤原町下野尻、藤原町大貝戸、藤原町西野尻、藤原町石川、藤原町東禪寺、藤原町山口、藤原町本郷、藤原町坂本、藤原町篠立、藤原町古田、藤原町上相場、藤原町下相場、藤原町川合、藤原町日内、藤原町長尾、藤原町藤ヶ丘、藤原町上之山田及び藤原町鼎

#### 5 いなべ市のうち

員弁町笠田新田、員弁町下笠田、員弁町上笠田、員弁町宇野、員弁町板東新田、員弁町市之原、員弁町楚原、員弁町石仏、員弁町畠新田、員弁町御蘭、員弁町北金井、員弁町西方、員弁町大泉、員弁町大泉新田、員弁町東一色、員弁町岡丁田、員弁町暮明、員弁町平古及び員弁町松名新田並びに員弁郡東員町

#### 6 いなべ市のうち

大安町梅戸、大安町南金井、大安町大井田、大安町門前、大安町大泉、大安町石榑下、大安町石榑東、大安町鍋坂、大安町宇賀新田、大安町宇賀、大安町石榑南、大安町石榑北山、大安町

石榑北、大安町高柳、大安町平塚、大安町中央ヶ丘(一～三丁目)、大安町丹生川上、大安町丹生川中、大安町丹生川久下及び大安町片樋

## 7 四日市市のうち

天力須賀(一～五丁目)、住吉町、富田一色町、平町、富州原町、松原町、天力須賀新町、大字茂福、富田(一～四丁目)、富田栄町、東富田町、富双(一、二丁目)、茂福町、富田浜元町、富田浜町、浜園町、東茂福町、南富田町、大字羽津、霞(一、二丁目)、富士町、金場町、大宮町、大宮西町、羽津山町、羽津町、城山町、緑丘町、山手町、白須賀(一～三丁目)、八田(一～三丁目)、別名(一～六丁目)、南いかるが町、羽津中(一～三丁目)、西坂部町、東坂部町、南坂部町、坂部が丘(一丁目～五丁目)、坂部台(一、二丁目)、三重(一～九丁目)、山之一色町、小杉町、小杉新町、大谷台(一、二丁目)、生桑町、東ヶ谷、赤水町、上海老町、下海老町、あがたが丘(一～三丁目)、平尾町、江村町、北野町、黒田町、萱生町、中村町、あかつき台(一～六丁目)、平津町、平津新町、千代田町、伊坂町、伊坂台(一～三丁目)、山村町、広永町、山分町、黄金町、朝明町、山城町、札場町、北山町、西大鐘町、大鐘町、あさけが丘(一～三丁目)、八千代台(一～三丁目)、大矢知町、大矢知新町、下さざらい町、下之宮町、川北町、川北(一～三丁目)、松寺(一～三丁目)、蒔田(一～四丁目)、西富田町、西富田(二、三丁目)、十志町、垂坂町、垂坂新町、南垂坂町、東垂坂町、中野町、小牧町、まきの木台(一～三丁目)、市場町、西村町、高見台(一、二丁目)、大字末永、野田(一、二丁目)、大字野田、清水町、大字西阿倉川、大字東阿倉川、阿倉川新町、みゆきヶ丘(一、二丁目)、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、三ツ谷東町、末永町及び本郷町並びに三重郡朝日町及び川越町

## 8 四日市市のうち

受持区域番号 7 の受持区域を除く区域

## 9 三重郡菰野町

## 10 鈴鹿市のうち

加佐登(一～四丁目)、加佐登町、広瀬町、高塚町、津賀町、石薬師町、上野町、上田町、下大久保町、花川町、岸田町、山本町、大久保町、椿一宮町、深溝町、追分町、三畠町、伊船町、長澤町、小社町、小岐須町、西庄内町及び東庄内町

## 11 鈴鹿市のうち

受持区域番号 10 の受持区域を除く区域

## 12 亀山市のうち

受持区域番号 13 の受持区域を除く区域

## 13 亀山市のうち

関町新所、関町中町、関町木崎、関町小野、関町会下、関町鷺山、関町白木一色、関町古厩、関町萩原、関町福德、関町久我、関町越川、関町金場、加太市場、加太向井、加太梶ヶ坂、加太神武、加太板屋、加太中在家、加太北在家、関町坂下、関町沓掛、関町市瀬、関町泉ヶ丘、関町富

## 士ハイツ及び関ヶ丘

### 14 津市のうち

受持区域番号15、16、17、18、19及び20の受持区域を除く区域

### 15 津市のうち

芸濃町椋本、芸濃町楠原、芸濃町林、芸濃町中縄、芸濃町忍田、芸濃町小野平、芸濃町多門、芸濃町北神山、芸濃町萩野、芸濃町岡本、芸濃町雲林院及び芸濃町河内

### 16 津市のうち

美里町五百野、美里町足坂、美里町三郷、美里町南長野、美里町北長野、美里町平木、美里町桂畠、美里町家所、美里町穴倉、美里町高座原、美里町日南田、美里町船山、美里町草生、安濃町草生、安濃町安部、安濃町中川、安濃町川西、安濃町神田、安濃町南神山、安濃町前野、安濃町光明寺、安濃町今徳、安濃町妙法寺、安濃町浄土寺、安濃町連部、安濃町安濃、安濃町内多、安濃町太田、安濃町清水、安濃町曾根、安濃町野口、安濃町戸島、安濃町大塚、安濃町荒木、安濃町栗加、安濃町田端上野及び安濃町東觀音寺

### 17 津市のうち

久居東鷹跡町、久居西鷹跡町、久居万町、久居中町、久居幸町、久居旅籠町、久居寺町、久居北口町、久居烏木町、久居明神町、久居藤ヶ丘町、久居元町、久居小戸木町、久居野村町、久居小野辺町、久居井戸山町、久居野口町、久居相川町、久居持川町、久居桜が丘町、久居新町、久居本町、久居二ノ町、須ヶ瀬町、川方町、牧町、新家町、木造町、戸木町、久居射場町、庄田町、森町、久居一色町、中村町、大鳥町、稻葉町、久居緑が丘町(一、二丁目)、榎原町、一志町井生、一志町大仰、一志町石橋、一志町井関、一志町波瀬、一志町八太、一志町片野、一志町小山、一志町其村、一志町庄村、一志町小戸木、一志町新沢田、一志町平生、一志町虹が丘、一志町みのりヶ丘、一志町高野、一志町田尻、一志町日置及び一志町其倉

### 18 津市のうち

白山町南家城、白山町北家城、白山町藤、白山町二俣、白山町真見、白山町城立、白山町小杉、白山町大原、白山町福田山、白山町川口、白山町二本木、白山町岡、白山町三ヶ野、白山町佐田、白山町中ノ村、白山町南出、白山町上ノ村、白山町垣内、白山町八対野、白山町稻垣、白山町古市、白山町山田野及び白山町伊勢見

### 19 津市のうち

美杉町八知、美杉町太郎生、美杉町石名原、美杉町三多氣、美杉町杉平、美杉町奥津及び美杉町川上

### 20 津市のうち

美杉町竹原、美杉町八手俣、美杉町下之川、美杉町上多氣、美杉町下多氣及び美杉町丹生俣

### 21 松阪市のうち

嬉野一志町、嬉野井之上町、嬉野岩倉町、嬉野小原町、嬉野上小川町、嬉野釜生田町、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野黒田町、嬉野黒野町、嬉野小村町、嬉野合ヶ野町、嬉野権現前町、嬉野算所町、嬉野島田町、嬉野下之庄町、嬉野上野町、嬉野神ノ木町、嬉野須賀町、嬉野町、嬉野須賀領町、嬉野滝之川町、嬉野田村町、嬉野津屋城町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野八田町、嬉野平生町、嬉野堀之内町、嬉野見永町、嬉野宮古町、嬉野宮野町、嬉野森本町、嬉野矢下町、嬉野薬王寺町、市場庄町、小津町、小野江町、笠松町、上ノ庄町、喜多村新田町、久米町、五主町、小舟江町、曾原町、中ノ庄町、中林町、中道町、西肥留町、甚目町、肥留町、星合町及び舞出町

## 22 松阪市のうち

大足町、阿形町、藤之木町、岡本町、立野町、丹生寺町、西野町、岡山町、平成町、柚原町、後山町、飯福田町、与原町、六呂木町、小片野町、大石町、茅原町、広瀬町、御麻生園町、庄町、阿波曾町、射和町、中万町、八太町、上蛸路町、下蛸路町、桂瀬町、笹川町、大河内町、矢津町、勢津町、辻原町及び阪内町

## 23 松阪市のうち

受持区域番号 21、22、24、25 及び 26 の受持区域を除く区域

## 24 松阪市のうち

飯南町有間野、飯南町上仁柿、飯南町粥見、飯南町下仁柿、飯南町深野、飯南町向粥見及び飯南町横野

## 25 松阪市のうち

飯高町下瀧野、飯高町宮前、飯高町野々口、飯高町作瀧、飯高町赤桶、飯高町田引、飯高町七日市、飯高町富永及び飯高町宮本

## 26 松阪市のうち

飯高町森、飯高町猿山、飯高町青田、飯高町栗野、飯高町乙栗子、飯高町加波、飯高町桑原、飯高町月出、飯高町波瀬、飯高町太良木、飯高町草鹿野、飯高町舟戸、飯高町落方、飯高町栃谷及び飯高町木梶

## 27 多気郡多気町

## 28 多気郡明和町

## 29 多気郡大台町のうち

千代、柳原、柄原、新田、神瀬、下楠、上楠、栗生、高奈、長ヶ、下三瀬、上三瀬、佐原、弥起井、上菅、菅合及び大ヶ所

## 30 多気郡大台町のうち

大杉、久豆、檜原及び岩井

### 31 多気郡大台町のうち

受持区域番号29及び30の受持区域を除く区域

### 32 伊勢市のうち

旭町、朝熊町、有滝町、栗野町、磯町、一宇田町、一志町、一之木(一～五丁目)、一色町、岩渕(一～三丁目)、岩渕町、上地町、上野町、植山町、宇治今在家町、宇治浦田(一～三丁目)、宇治浦田町、宇治館町、宇治中之切町、浦口(一～四丁目)、浦口町、円座町、大倉町、大世古(一～四丁目)、大湊町、岡本(一～三丁目)、岡本町、尾上町、柏町、樫原町、鹿海町、神蔭町、神社港、河崎(一～三丁目)、川端町、楠部町、久世戸町、黒瀬町、小木町、神田久志本町、桜木町、下野町、神久(一～六丁目)、勢田町、佐八町、曾祢(一、二丁目)、竹ヶ鼻町、田尻町、辻久留(一～三丁目)、辻久留町、津村町、通町、常磐(一～三丁目)、常磐町、豊川町、中島(一、二丁目)、中須町、中之町、中村町、西豊浜町、野村町、東大淀町、東豊浜町、吹上(一、二丁目)、藤里町、二俣(一～四丁目)、二俣町、船江(一～四丁目)、古市町、本町、前山町、馬瀬町、宮川(一、二丁目)、宮後(一～三丁目)、宮町(一、二丁目)、村松町、倭町、矢持町、八日市場町、横輪町、二見町今一色、二見町江、二見町莊、二見町茶屋、二見町西、二見町光の街、二見町松下、二見町溝口、二見町三津、二見町山田原、御園町王中島、御園町小林、御園町上條、御園町新開、御園町高向及び御園町長屋

### 33 伊勢市のうち

受持区域番号32の受持区域を除く区域及び度会郡玉城町

### 34 度会郡南伊勢町のうち

切原、五ヶ所浦、船越、中津浜浦、飯満、内瀬、伊勢路、斎田、始神、押渕、迫間浦、相賀浦、礒浦、田曾浦、宿浦、神津佐、泉、下津浦及び木谷

### 35 度会郡南伊勢町のうち

受持区域番号 34 の受持区域を除く区域

### 36 度会郡大紀町のうち

受持区域番号 37 の受持区域を除く区域

### 37 度会郡大紀町のうち

柏野、崎、錦及び大内山

### 38 度会郡度会町

### 39 烏羽市

### 40 志摩市のうち

阿児町鵜方、阿児町神明、阿児町立神、阿児町志島、阿児町甲賀、阿児町国府、阿児町安乗、浜島町浜島、浜島町南張、浜島町桧山路、浜島町塩屋及び浜島町迫子

#### 41 志摩市のうち

大王町波切、大王町船越、大王町名田、大王町畔名、志摩町和具、志摩町片田、志摩町布施田、志摩町越賀及び志摩町御座

#### 42 志摩市のうち

磯部町迫間、磯部町五知、磯部町沓掛、磯部町山田、磯部町上之郷、磯部町下之郷、磯部町飯浜、磯部町恵利原、磯部町築地、磯部町山原、磯部町栗木広、磯部町桧山、磯部町穴川、磯部町坂崎、磯部町三ヶ所、磯部町渡鹿野及び磯部町的矢

#### 43 伊賀市のうち

受持区域番号 44、45 及び 47 の受持区域を除く区域

#### 44 伊賀市のうち

柘植町、野村、中柘植、上村、小杉、一ツ屋、愛田、下柘植、楯岡、新堂、御代、柏野、西之澤、川西、川東、山畠、希望ヶ丘東(一～五丁目)、希望ヶ丘西(一～五丁目)、石川、千貝、馬田、田中、馬場、川合、円徳院、阿山ハイツ、波敷野、上友田、東湯舟、湯船、西湯舟、中友田、下友田、玉滝、内保、槇山、丸柱及び音羽

#### 45 伊賀市のうち

千戸、真泥、畠村、炊村、甲野、鳳凰寺、中村、出後、富岡、平田、川北、広瀬、奥馬野、中馬野、坂下、上阿波、猿野、富永及び下阿波

#### 46 名張市

#### 47 伊賀市のうち

阿保、青山羽根、別府、寺脇、岡田、柏尾、奥鹿野、伊勢路、下川原、北山、勝地、妙楽地、瀧、高尾、種生、老川、川上、川上(一～三丁目)、霧生、腰山、諸木、福川及び桐ヶ丘(一～八丁目)

#### 48 尾鷲市のうち

九鬼町、早田町、盛松、三木浦町、小脇町、名柄町、三木里町、古江町、賀田町、曾根町及び梶賀町

#### 49 尾鷲市のうち

受持区域番号 48 の受持区域を除く区域

#### 50 北牟婁郡紀北町のうち

紀伊長島区

#### 51 北牟婁郡紀北町のうち

海山区

52 熊野市のうち

受持区域番号 53、54 及び 57 の受持区域を除く区域

53 熊野市のうち

井戸町、有馬町、金山町及び久生屋町

54 熊野市のうち

木本町、大泊町、磯崎町、波田須町、新鹿町、遊木町、二木島町、二木島里町、甫母町及び須野町

55 南牟婁郡御浜町

56 南牟婁郡紀宝町

57 熊野市のうち

紀和町花井、紀和町小船、紀和町楊枝、紀和町和氣、紀和町楊枝川、紀和町大河内、紀和町湯ノ口、紀和町小川口、紀和町木津呂、紀和町板屋、紀和町小栗須、紀和町大栗須、紀和町矢ノ川、紀和町丸山、紀和町赤木、紀和町長尾、紀和町平谷及び紀和町小森

備考：

この受持区域に掲げる市町の名称及び区域は、平成 18 年 4 月 1 日における名称及び行政区域によって表示されたものです。